

緊急援護資金支給規程

(昭和 45 年 3 月 31 日規程第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、定款第 2 条第 6 号及び 13 号の目的達成のため赤い羽根共同募金の一部を充当し、年間たすけあいの事業として会員を含む家族又は、会員の住居等が災害その他緊急援護を必要とするとき限度内において援助することを目的とする。

(援護対象)

第 2 条 この規程により、援護を受けることのできる世帯は原則として小諸市社会福祉協議会の会員であること。

(資金の種類)

第 3 条 援護資金の種類は次のとおりとする。

- (1) 突発災害援護金
- (2) 一般災害見舞金

(支給金額及び範囲)

第 4 条 援護支給金額及び支給範囲等は下記のとおりとする。

援護の種類	支 給 額	援 護 の 範 囲	
突発災害 援護金	災害時決定	災害援護法又はこれに準ずる調査委員会が審査の上、 理事会で認めたもの	
一般災害 見舞金	20,000 円	住居全焼・全壊	会長の専決によって受理し、事後調 査委員会・理事会に報告する
	10,000 円	住居半焼・半壊	

(調査委員会)

第 5 条 この事業を進めるため調査委員会を設ける。

2 調査委員会は生活福祉資金の調査委員をもってこれに充てる。

(資金の活用)

第 6 条 この資金は赤い羽根共同募金寄附金の一部を充当するほか、社会福祉協議会の繰出金・特別寄附金及び助成金等により賄い、目的に添うよう効果的に活用されなければならない。

(資金の区分)

第 7 条 この資金は一般会計とする。

(流用禁止)

第8条 この資金及び剰余金は確実なる銀行に預け入れ、他に流用してはならない。但し、会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(会計年度)

第9条 この資金の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月25日から施行する。